

中国における IFRS の位置づけ

October 2018



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2018 年 1 月時点で、世界 86 ヶ国に業務を展開し、20,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

中国におけるIFRSの位置づけ

世界的に会計基準が統一される方向にある中で、中国においては、中国会計基準のIFRS へのコンバージェンスにかかわるロードマップが公表され、いわゆるコンバージェンスの流れにあるといえるが、現状におけるIFRS との関係について簡単にまとめてみたい。

I. IFRS について

IFRS とは

IFRS（国際財務報告基準：International Financial Reporting Standards）とは、ロンドンに本部を置く民間の会計基準設定主体である IASB（国際会計基準審議会：International Accounting Standards Board）によって定められる会計基準をいう。

ここで、本部がロンドンにあるということから、イギリスを中心とした会計制度をイギリスを中心とした集合体であるいわゆるコモンウェルスを中心に広めているものと一般に思われやすいが、実際には、IASB メンバー選出母体である IFRS Foundation Trustee は、ヨーロッパ、北米州、アジアオセアニアにそれぞれ 6 名ずつ、その他のアフリカ、ミドルイースト、南米州に 1 名ずつ割り当てられた極めて国際的な組織であり、イギリス単独の関与はほぼないものといえ、逆に北米州の大半のメンバーを米国が占めることから、一国としては米国が最も大きな発言力を有する組織といえることができる。

IFRS の影響力の源泉

もちろん、IASB の影響力の背後には、EU commission において 2012 年に決議された Directive 2002R1606 がある。これは、2005 年から、域内上場の EU 企業の連結財務諸表の作成に、IFRS の使用を義務付けるものであり、さらに、Directive 2004/109/EC「上場証券の発行者についての情報の透明性に関する指令」（いわゆる透明性指令）において、域内金融市場の統合の一環として開示規制も統一するために、EU 市場で公募・上場する第 3 国（域外）企業の連結財務諸表についても、IFRS 又はこれと同等の会計基準の使用を義務付けたことがあげられる。

IFRS の採用状況

現状の世界における IFRS の採用状況は以下のようになっている。

- ・世界 144 の国/地域において全てまたはほとんどの企業について IFRS の採用が要請されている。
- ・世界の 12 の国/地域において全てまたはほとんどの企業について IFRS の採用が認められている。
- ・世界の 9 の国/地域において独自の基準が設けられているまたは IFRS への動きがある。
- ・世界の 1 の国/地域において金融機関について IFRS の採用が要請されている。

II. 中国における会計基準について

2001 年 1 月 1 日よりの中国上場企業に対する適用に加え、2002 年 1 月 1 日より《企業会計制度》が外商投資企業を含む基本的に全ての企業に対して適用されている。また、2006 年に《企業会計制度》では詳細に規定されていないものや、《企業会計制度》と改訂前《企業会計準則》そのものの欠陥を補い、中国の企業会計の透明性と国際比較性を高めるため、より詳細かつより国際財務報告基準（IFRS）に近似した会計基準として、基本準則と 38 項目の具体準則からなる、新しい《企業会計準則》を制定された。

この新しい《企業会計準則》はその後順次 IFRS の更新に合わせて更新されており、また、2015 年に中国財政部は改定前の企業会計準則における具体準則を全て廃止したことにより、企業会計制度と新しい企業会計準則が基本的会計基準として存在することとなっている。

また、この他に、小企業に適用される小企業会計準則が設けられている。

さらに、中国においては、ここでさらなる上位概念として国家統一の会計制度規定というものが存在しており、これを通して複数の会計基準が緩やかな統一性を保つものとされている。

参考用語: 国家統一の会計制度規定

国家統一の会計制度規定とは、国务院財政部門が会計法に基づき制定した会計決算、会計監督、会計機構、会計人員及び会計業務にかかわる管理制度をいうものとされ、公司、企業は実際発生した経済業務事象に基づき、国家統一の会計制度規定に基づき、資産、負債、出資者持分、収入、費用、原価、利益を認識、測定及び記録しなければならないものとされている。（会計法 25 条及び 50 条）

Ⅲ. IFRS の自国制度との関係

一般に IFRS と自国制度との関係については、それぞれの国における会社法、税法、会計基準との関係でとらえられることになる。

前述の通り、IFRS の本質が投資家向けの情報開示にあることを考えた場合には、基本的に単体での決算を前提とする会社法、税法については、影響しないことが想定されているものといえ、会計基準についても上場企業連結財務諸表に対する強制適用以外については、任意適用を前提とするものといえる。

これらは、既に IFRS を導入しているドイツ、フランス、イギリス等の国において共通する適用状況であり、今後、日本及び中国においても同様の適用がなされることが予想される。また、ドイツ、フランス等の確定決算主義を採用している国、イギリス等の採用していない国の区分にかかわらず、上述の適用状況については同様であり、近年議論されている IFRS 導入と確定決算主義（例えば日本公認会計師協会租税調査会研究報告第 20 号「会計基準のコンバージェンスと確定決算主義」等）の議論については、確定決算主義というよりは、むしろ、単一性の原則「株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない」の問題として捉えられるものといえ、IFRS の導入により、投資者向けの情報開示に特化した財務諸表の作成において、確定決算主義を含めた単一性の原則を維持することは難しいものとも予想され、この場合には、確定決算主義を維持することの意義も薄まる可能性があるものとも考えられる。

Ⅳ. 中国における IFRS の位置づけ

企業会計準則は IFRS と実質的に同等といえ、中国財政部より公表された中国会計基準の IFRS へのコンバージェンスにかかわるロードマップに基づき、コンバージェンスを継続するために、中国会計基準を IFRS の更新に合わせて更新していくものとされている。

さらに、2015 年に IFRS ファウンデーションと中国財政部は共同でワーキンググループを設け、とりわけ国際市場を目指す中国企業に対してさらなる IFRS の使用を目指す方策を検討するものとしている。

しかしながら、同時に、中国においては中国国内企業に対する IFRS の適用は認められておらず、中国国内上場企業についても中国会計基準（企業会計準則）の適用が義務付けられている。

一方で、香港市場に上場する中国企業については、IFRS の適用が認められており、香港会計基準（Hong Kong Financial Reporting Standards）、中国会計基準（企業会計準則）との選択適用がなされる。2017 年 9 月末時点において香港市場に上場する 398 社の中国企業における会計基準の選択状況は以下のようなものとなっている。

会計基準	会社数	時価総額
香港会計基準	258 社	1 兆 461 億米ドル
IFRS	85 社	3,982 億米ドル
中国会計基準	55 社	385 億米ドル
合計	398 社	1 兆 4,828 億米ドル

この記事は三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司の China Report からの転載記事となります。
(<http://rmb.bk.mufg.jp/chinareport/economics/>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

吉野 健太 Yoshino Kenta

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn